

いびがわレンタサイクル利用規約

(定義)

第1条 本規約における用語は、次の意味を有するものとします。

- (1) レンタサイクル：揖斐川町（以下「町」という。）が利用者に貸し出しする電動アシスト付自転車
- (2) 利用者：レンタサイクルの利用を申請し、その承認を得た者
- (3) 貸出施設：レンタサイクルの貸出し、返却及び利用者の対応を行う場所
- (4) アタッチメント操作パネル：レンタサイクルに備付けの鍵の制御装置

(規約の適用)

第2条 町は、町が運営するレンタサイクル事業において、利用者に対してレンタサイクルの貸し出しを行うものとします。なお、本規約及び「揖斐川町レンタサイクル事業実施条例」、「揖斐川町レンタサイクル事業実施条例施行規則」に定めのない事項は、法令又は一般の慣習に従うものとします。

2 本規約は、利用者に適用されるものとします。

(貸出施設)

第3条 レンタサイクルの貸出施設は、次のとおりとします。

- (1) 名称：揖斐川町脛永駅前活性化施設 「ワンストはぎなが」
- (2) 位置：岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永 434-1 （養老鉄道養老線 揖斐駅前）

(利用時間、休業日)

第4条 貸出施設の利用時間、休業日は、次のとおりとします。

- (1) 利用時間：午前9時から午後5時まで
- (2) 休業日：月曜日及び12月28日から1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず町が必要と認めるときは、利用時間、休業日を変更又は臨時に休業するものとします。

(利用承認申請)

第5条 レンタサイクルの利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、「レンタサイクル利用承認申請書」を貸出施設に提出し、その承認を受けるものとします。なお、申込者が未成年の場合は、保護者の同意を得て申請を行うものとします。

2 町は、申込者が次のいずれかに該当する場合には、利用の承認を行わないことができるものとします。

- (1) 身長 145cm に満たないとき。
- (2) 身体的にレンタサイクルを安全に運転することが困難と判断したとき。
- (3) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき。
- (4) 13 歳未満でヘルメットの着用をお約束いただけないとき。
- (5) 本規約に同意しないとき。
- (6) その他町が適当でないと認めたとき。

(利用料)

第6条 利用者は、別表に定める利用料を貸出施設に納付するものとします。

2 利用料は、前納かつ現金払とします。

(貸出し及び返却手続)

第7条 利用者は、ＩＣカードによりアタッチメント操作パネルを操作して、レンタサイクルの解錠を行うものとします。

2 利用者は、レンタサイクル等の返却に当たって、自らの遺留品がないことを確認して返却するものとし、町は、遺留品の紛失等について何ら責任を負わないものとします。

(事故処理)

第8条 利用者は、レンタサイクルに係る事故が発生したときは、事故の規模にかかわらず法令上の措置をとり、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況などを所管の警察及び貸出施設に連絡すること。
- (2) 当該事故に関し、町及び町が指定する保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、事前に町の承諾を受けること。

2 利用者は、自らの責任と費用において事故の処理・解決を図るものとします。

(故障・盗難等の処置)

第9条 利用者は、レンタサイクルの異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し、貸出施設に連絡するとともに、その指示に従うものとします。

2 利用者は、レンタサイクルの盗難等が発生したときは、直ちに所管の警察及び貸出施

設に連絡するとともに、その指示に従うものとします。また、利用者は、盗難に係る負担金として町が指定する金額を支払うものとします。

(充電切れ時の対応)

第 10 条 利用者は、レンタサイクルのバッテリーの充電切れが発生したとき又は充電切れのおそれがあるときは、直ちに貸出施設に連絡するとともに、その指示に従い、レンタサイクルの返却など必要な対応を行うものとします。

(補償)

第 11 条 町は、下記の条件のとおり損害保険を付保し、利用者が負担した第 19 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。

(1) 死亡・後遺障害 1,000 万円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 2,500 円。

ただし、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。※レンタサイクル搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。

(2) 賠償責任 対人・対物共通賠償責任補償 最高 2 億円 <特約> 訴訟対応費用 最高 1,000 万円、初期対応費用 最高 1,000 万円、被害者治療費用等 1 名最高 50 万円（見舞品購入費用 3 万円）とする。※レンタサイクル搭乗中のみが補償期間となり、レンタサイクルの使用に起因して第三者の生命、身体、財産に損害を与えた場合の法律上の賠償責任を補償するものとします。

2 前項の補償限度額を超える損害については、利用者の負担とするものとします。

3 警察及び貸出施設に届出のない事故又は利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険による損害でん補が受けられないことがあることを、利用者は異議なく承諾するものとします。

4 前 2 項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合など保険約款により第 1 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、利用者が全て負担するものとします。

5 本条は、損害保険の概要を記載したもので、詳細は保険約款によります。なお、保険金請求手続等の問い合わせ先は、揖斐川町役場政策広報課とします。

(定期点検整備)

第 12 条 町は、レンタサイクルに対して、定期点検整備を実施するものとします。

(利用前点検)

第 13 条 利用者は、レンタサイクルを利用する前に、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、アタッチメント操作パネル、バッテリー残量などが安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。

2 利用者は、レンタサイクルの損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに貸出施設に連絡するとともに、利用を中止するものとします。

3 前項の連絡がないままレンタサイクルを利用した場合は、借受け時において、レンタサイクルに損傷、備品の紛失及び整備不良はなかったものとみなします。

(管理責任)

第 14 条 利用者は、善良な管理者の注意をもってレンタサイクルを利用、保管するものとします。

2 前項の管理責任は、レンタサイクルの貸し出し手続が完了したときより始まり、返却手続を完了したときに終了するものとします。

(禁止行為)

第 15 条 利用者は、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 利用者本人以外の者のレンタサイクルの利用
- (2) 無謀運転、酒気帯び運転等の危険な行為
- (3) 交通規則を無視したレンタサイクルの利用
- (4) 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適當な場所での利用
- (5) 歩行者などの通行障害となるような行為
- (6) 許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪
- (7) 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為
- (8) 各種テスト、競技、牽引若しくは後押しによるレンタサイクルの利用
- (9) その他、法令又は公序良俗に違反する行為

(放置自転車に対する処置)

第 16 条 利用者は、前条第 6 号で禁止する場所にレンタサイクルを駐輪した（以下「放置」という。）場合は、レンタサイクルの撤去、保管等の諸費用の負担、返却までの利用料、その他町に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

2 レンタサイクルの放置について、警察等から町に対して連絡があった場合、町は利用者に連絡し、速やかにレンタサイクルを町所定の場所に移動させ、違反者として法律上

の措置に従うことを求めるものとし、利用者は、これに従うものとします。

- 3 町が第1項の費用を立て替えて支払ったときは、利用者は、この費用を町に対して速やかに支払うものとします。

(レンタサイクルの返却義務)

第17条 利用者は、レンタサイクルの返却にあたり通常の使用による損耗を除き、借り受けた時の状態で返却するものとし、レンタサイクルの全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が利用者の責に帰すべき事由によるときは、レンタサイクルの修理、再調達費用等、原状回復に要する一切の費用を負担するものとします。

(レンタサイクルが返却されない場合の処置)

第18条 町は、利用可能時間を超過しても利用者がレンタサイクルを返却せず、かつ返却請求に応じないとき又は利用者の所在が不明等の事情によりレンタサイクルが乗り逃げされたものと町が判断したときは、利用承認を取り消すとともに、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。

- 2 利用者は、前項に該当する場合、返却されるまでの利用料、レンタサイクルの回収及び探索に要した費用のほか、町に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。
- 3 町は、天災地変その他の不可抗力の事由により、レンタサイクルが返却されなかった場合は、これにより生ずる損害について利用者の責任を問わないものとします。この場合、利用者は、直ちに貸出施設に連絡し、その指示に従うものとします。

(賠償責任)

第19条 利用者は、本規約に定めるほか、利用者がレンタサイクルを使用して第三者又は町に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、利用者の責に帰さない事由による場合を除くものとします。

(免責)

第20条 利用者は、理由の如何に関わらず、レンタサイクルを利用したこと又は利用できなかったことにより自らに損害が生じた場合でも、町に故意又は重過失がある場合を除き、町がレンタサイクルの利用の対価として利用者より受領した金員の額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

(個人情報利用目的)

第 21 条 町は、レンタサイクル利用承認申請書及びレンタサイクルに搭載された GPS による位置情報・走行ルート情報、その他の事業実施に伴って取得した利用者の個人情報を、下記の目的の範囲内で利用するものとします。

- (1) 利用承認申請等にあたり適切な判断や対応を行うため。
- (2) 事業運営において、必要な連絡、書類の送付、本人確認にあたり適切な判断や対応を行うため。
- (3) 利用承認申請等の管理を適切に行うため。また、利用終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- (4) 運営上などで必要な統計資料の作成など、各種の管理及び分析を行うため。
- (5) 町が実施する事業の効果検証において、利用者アンケート等の情報収集及び分析を行うため。なお、統計情報等個人を特定できない形態にしたうえで、町の事業目的で自ら利用し又は第三者に提供することがあります。

2 利用者は、町に対して自己に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、町が保有する個人情報が不正確又は誤りであることが判明した場合には、町は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

(遅延損害金)

第 22 条 利用者は、本規約又は利用承認に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、町に対し年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算）による遅延損害金を支払うものとします。

(管轄裁判所)

第 23 条 本規約、又は利用承認に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、岐阜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

別表（第6条関係）

利用時間	利用料
1 日（8時間以内）	1,100円